

令和8年度第1回多面的機能支払交付金第三者委員会

議事録

1. 日 時 令和8年8月4日（火曜日）10：00～11：50

2. 場 所 農林水産省会議室農村振興局第2会議室

3. 出席者 別紙のとおり

4. 議事録

○末永農地資源課課長補佐 ただいまから令和8年度第1回多面的機能支払交付金第三者委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、松本農村振興局長から御挨拶を申し上げます。

○松本農村振興局長 農村振興局長の松本でございます。

委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

本日は御多忙中のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、日頃より多面的機能支払交付金の推進に対して格別の御高配、また御協力、御理解いただきますことを重ねて御礼申し上げるところでございます。

先週の7月28日に発生した、熊本県を中心とする震災被害に遭われた方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、現地で懸命な救助復旧活動に携わっておられる方につきましても、多数、地域に入られて活動されていると伺っているところでございます。感謝と敬意を表させていただきたいと思っております。

私どもとしましては、県や市町村又は関係省庁と連携をしまして、迅速な被害把握、また応急対策を進めてまいりたいと思っているところでございます。

本題に戻りますが、本交付金につきましては前身の農地・水・環境保全向上対策が平成19年度に創設されてから現在で約20年でございます。

創設以降、地域の共同活動を通じた農地、水路などの保全管理活動の体制を支えてきました。

また、本交付金を通じて生まれた活動組織は、令和に入った現在においても、農村集落を支える重要な役割を果たしているとの認識を強くしているところでございます。

一方で農村地域におきましては、人口の減少、高齢化という地域の活動自体を取り巻く環境が一層の厳しさを増しているという状況にあると受け止めているところでございます。

今後はこれらの活動の維持、また次世代への継承について、大きな課題としてしっかり向き合っていかなければならないと考えているところでございます。

こうした中ですが、農林水産省におきましては令和9年度からの水田政策について見直しを行っているところでございます。

本交付金につきましても制度の見直しを併せて進めていくこととしており、例えば、活動組織の体制の強化として、外部人材の確保、また昨今の情勢から先進技術の活用といったものを作業の省力化に結び付けていけないかという活動組織の取組の支援、これらを検討しているところでございます。

本委員会におきましては、こうした動きにつきましても御紹介をさせていただきたいと考えております。

また、本交付金の施策の評価に関しまして、来年度実施予定の中間評価、これまで継続して議論していただいている質の高い活動の評価の考え方につきまして、事務局から御説明の時間を頂きたいと考えているところでございます。

本日、委員の方におかれましては、忌憚のない御意見を頂き、実りある会となることを祈念いたしまして、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○末永農地資源課課長補佐 続きまして、本日、御出席いただいております委員の皆様を御紹介いたします。

まずは、本委員会の委員長を務めていただいております日本栄養大学栄養学部、中嶋教授でございます。

○中嶋委員長 中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○末永農地資源課課長補佐 続いて、委員の皆様を御紹介いたします。

読売新聞東京本社、岡田論説副委員長でございます。

○岡田委員 岡田です。よろしくお願いします。

○末永農地資源課課長補佐 東京都市大学環境学部環境経営システム学科、木下教授でございます。

○木下委員 木下です。よろしくお願いいたします。

○末永農地資源課課長補佐 日本消費者協会、河野理事でございます。本日はリモートにて御出席いただいております。

○河野委員 河野です。よろしくお願いいたします。

○末永農地資源課課長補佐 新潟大学農学部、坂田教授でございます。

○坂田委員 坂田です。よろしくお願いいたします。

○末永農地資源課課長補佐 東京大学大学院農学生命科学研究科、吉田教授でございます。

○吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

なお、立正大学地球環境科学部、飯田教授及び株式会社パイロットフィッシュ、五日市代表取締役におかれましては、本日は所用により御欠席との御連絡を頂いております。

それでは、議事につきまして、中嶋委員長に進行をお願いいたします。

○中嶋委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めたいと思います。

まず、議題（１）令和７年度第２回委員会における主な意見と対応方針について、事務局から御説明をお願いいたします。

○渡邊多面的機能支払推進室長

まず、資料１に沿って御説明させていただきます。前回の委員会で委員の方々から頂きました主な御意見、御質問及びそれに対する対応方針案を整理してございます。

１点目、中嶋委員長から活動組織の活動状況等に対する自己評価・市町村評価につきまして、指導又は助言が必要な組織が１２％とされているところ、その結果の過去との比較に関して御意見を頂きました。

このことについて、次の２ページ目に整理してございます。

結論から申し上げますと、自己評価・市町村評価については、令和４年度にその評価、対象となる活動、それから評価の観点に見直しをくわえてございます。このため、見直し前後の結果を純粋に評価することはなかなか難しいと考えており、同一の評価方法をとる期間内における結果の推移、傾向を注視してまいりたいと考えてございます。

具体的には、自己評価・市町村評価を開始した平成２８年度では、多面的機能支払交付金の対象活動のうち、３ページも御覧いただきたいのですが、農地維持支払交付金の②に書いてあるような地域の話合いや、地域資源の保全管理の目標を定めるなどの地域資源の適切な保全管理のための推進活動、それから右下にあるような基礎的な活動にくわえて、多面的機能の更なる増進に向け、地域の創意工夫に基づき、追加的に取り組む多面的機能の増進を図る活動を対象に、活動期間の２年目、それから４年目の活動組織において評価を行ってまいりました。

１枚戻って２ページ目ですけれども、令和４年度以降は評価方法を見直しまして、活動期間の４年目の活動組織において活動組織の活動全体を対象とするほか、活動内容だけで

はなくて、活動実施に係る組織体制や活動の持続性などにも着目した評価を行うこととしてございます。

今後、活動組織の活動継続がますます本交付金の推進における重要な課題となる中で、令和4年度から行っている評価の推移、傾向を注視してまいりたいと考えてございます。

続いて1ページ目に戻っていただきまして、2点目の御意見でございます。

自己評価・市町村評価を用いた継続組織及び廃止組織の分析に関して、活動組織の規模によらず廃止組織における評価が低かった項目が活動廃止にとってクリティカルになる要因であるか、こういったことのきっちりとした分析が必要という御意見を頂きました。

7ページ目が前回お示しした資料です。一番右のレーダーチャートにありますとおり、廃止組織の分析におきまして、活動規模によらず評価が低い項目も見られるということでございます。

事務局としましても、今後の活動組織の活動継続に取り組んでいく上で、活動廃止の要因を明らかにしていくことは極めて有用であると認識してございます。

他方、その分析結果を委員の皆様にお諮りしていくに当たり、地域ブロックの傾向など、留意したい観点もございます。

7ページの資料は、全国の平均の結果であり、検討中で本日はお示しできていませんけれども、地方ブロック別にレーダーチャートを作成してみますと、その形に違いが見られることが分かっております。

例えば人口減少が先に進む中国・四国ブロックですとか、それから水田農業が盛んなブロックなどで形が異なっているということでございます。

活動組織の廃止要因の分析に当たっては、地域ブロックごとの特性についても意識しながら引き続きデータのサンプル数を高めつつ、その傾向を捉えていきたいと考えており、今後も本委員会におきまして、継続して議論を深めていきたいと考えてございます。

1ページ目を御覧ください。3点目でございます。

3点目は、同じく活動組織の廃止に関して、20ヘクタール未満の小規模な活動組織の廃止割合が本交付金の1期、2期においてどの程度の割合であったか。それから、それに対して本交付金でどのような措置を講じてきたか、との御質問でございます。

これにつきまして、資料の4ページ目を御覧いただきたいんですが、廃止組織の傾向についての調査は、平成30年度から行ってございます。毎年度、結果を把握しており、年度により廃止組織数にばらつきがございますが、いずれの年度も20ヘクタール未満の小

規模な活動組織における廃止割合が最も高い傾向は一貫しているということでございます。

小規模な活動組織の活動に関しましては、資料中では①と書いてございますが、広域化等を通じた活動組織の体制強化、②多様な組織や非農業者との参画促進、それから③事務負担の軽減等に取り組んでまいりました。

今後も、活動組織の体制強化に向けては、現場の実態に応じながら制度の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから4点目、最後ですけれども、100ヘクタールを超える規模で活動を行っている組織においても廃止が見られるところで、個別分析を行うことが望ましい旨の御指摘を頂いてございます。

本件につきましては、今年度に当該組織への聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえた分析を行うところでございます。広域化によりスケールメリットを発揮させていくことを推進していく先に新たな課題が見られるということもあるかと思いますので、こういった内容を分析して把握していきたいと考えています。

資料について、説明は以上でございます。

○中嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見や御質問を頂きたいと思いますが、飯田先生から事前にコメントを頂いているようなので、御紹介いただければと思います。

○末永農地資源課課長補佐 それでは、立正大学飯田先生からコメントを頂いてございますので代読させていただきます。

大規模な活動組織であっても活動廃止されたケースは既にリストアップされている旨、事務局から伺っているところ、今年度、聞き取り調査を行うということで、その結果の解析に期待をしている。というコメントを頂いてございます。

以上でございます。

○中嶋委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

かなり詳細に御説明いただきましたが、分析をした結果をもう少し後でまた見せていただくということではないかなと思いました。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員 御説明ありがとうございます。

廃止組織の割合と対応策というところで、多面とコンセプトは違いますけれども、中山

間支払のときに、そちらでも協定廃止をなるべく食い止めたいというテーマになっていました。そちらの議論とこちらの議論を照らし合わせて一つ思いましたのは、コンセプトが違うということであるんですけれども、多面の方は比較的事務作業のバックアップ体制とか市町村とかいろいろな形であるけれども、中山間の方は相対的には余りなかったりもするわけです。そのときに担い手農家が減っていく中で、両方うまく連携できればというテーマにはなっているかと思うんですけれども、どんどんきつくなってくるというところで、もう一段うまく連携して、農家の方の負担が減るような、そして廃止するといったことがないようにする取組を加速するために、どのような取組を考えておられるのかというのが1点です。

もう一つ、どこかに触れてらっしゃるかもしれませんが、基本的に5年で回していく計画なので中山間支払ですと、高齢の方が5年の単位でやるのはきついということで協定をやめられるというのが結構目立っているということですが、多面支払では5年という単位で回していくということの負担というのは、特段あるのでしょうかという、2点です。以上です。

○渡邊多面的機能支払推進室長 1点目について、中山間支払と多面支払における活動廃止の観点の違いに関しては、突き詰めて分析できておりませんので、そこはまた中山間支払の結果を踏まえてしっかりと検討してまいりたいと思います。

具体的には、先生がおっしゃったように、組織の弱体化があるので、我々としては中山間で、郵便局とかRMOとか、それから企業、例えば建設企業等に参画していただいて、事務局機能の強化を図っていく、ということは考えておりますけれども、先生が冒頭におっしゃられたような分析はまだきちんとしていませんので、そこはしっかりと配慮して更なる検討を進めたいと思います。

それから、2点目についても、確かに中山間支払ではそのようなことで把握していますが、多面支払においてもアンケート調査をしてまいりますので、そういった声があるかもしれませんが、そこはきちんと拾えるように、本当にそういうことが多面支払で起きているかということを中心に把握してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○登り農地資源課長 岡田先生からあった2点目の5年間続けることが厳しいとの件については、中山間支払ではいろいろな話が出ていて、多面支払では中山間支払ほどではないにしても、そう思っていられっしゃる方は多分いると我々も思っています。

後でまた御説明させていただこうと思っっているんですが、令和9年度に水田政策の見直

しの中で中山間支払と多面支払を見直すことになっているんですが、実は5年間続けるのが大変だと、5年間続けられなかったら、エリア全体で遡及返還だと現場では誤解がなされています。中山間支払も多面支払も返還というのは継続できなくなった農地だけですという運用になっていたり、お年を召したり病気になられるなどしても無理だというような、やむを得ない事情がある場合においては免除規定がなされると本当はなっているんですが、そこがなかなか周知されておらず、中山間支払においても5年は厳しいからもう次の新しい5年間にはいかないんだという話になっていると私どもは認識してしまして、今回その見直しの中で、遡及返還はその土地だけですし、免除規定もあるのでということをしかり説明をさせていただきます。5年という枠組みは公費を投入するという観点で、なかなか緩めるということは難しいんですけれども、必ずしも5年間活動できないから直ちに全部返還ですということではないということはきっちり説明していこうというふうに思っておりますので、そういうことでできるだけリタイアされる、脱落するような組織が減るよにということとは私どもも努力していきたいというふうに思っています。

また、中山間支払の方で事務手続が厳しいという話、多面支払も中山間支払ほどではないかもしれませんが、があることは事実で、そこをどうやって充実させるかということで、今、室長から話があったような対応と、これから中山間支払を広げようと私どもは思っているんですが、そのときに中山間支払の組織が多面支払ももらえるというような仕組みで支援をしていくということも含めて、私どもも考えていきたいというふうに思っております。これから秋に向けて制度設計は細かいことをやっていかないといけないんですが、そんなことが今、私どもの念頭にあるということで御理解いただければと思っております。

○中嶋委員長　ありがとうございます。

追加で私も今の御質問に関連する質問をしたいんですが、多面支払と中山間支払と両方もらっているところがあります。そのときに、今、言った事務作業の運用とかは完全に分離してやっているのか合体してやっているのか。その辺りはどうなのでしょう。

今回、事務的な面から継続していくのが難しいというのは、中山間支払の実施においてそういう意識があるというなら、多面支払の方も共倒れしてしまうような印象を持ったんですけれども、いかがでしょうか。

○登り農地資源課長　今、多面支払と中山間支払を両方やっているところは、大きく分けて二つのケースで考えないといけないと思っています。つまり中山間支払のエリアと多面支払のエリアがびったり重なるケースと、多面支払の方が広くて、その内数として中山間

支払のエリアが存在するケース。どちらのケースも基本的には事務手続というのは基本分かれているのが一般的でございます。というのは、特に大きな多面支払の組織の内数として中山間支払が存在する場合は、基本的には組織が別になっている、構成員が違うので、例えば多面支払の構成員が50人います、けれども中山間支払の構成員は10人しかいません、こういうふうになるのでそこは基本的に分かれています。

くっついているところというのは、今までやはり制度が別だったので、総会とかも一応別になっていて、ただ同日に例えば前半1時間は中山間支払の総会をやって、後半1時間は多面支払の総会をやるとか、そういうことでやられているというケースがままあります。

今度、私どもが見直すに当たって、両支払を全く同じエリアでやるのであれば、多面支払も中山間支払の組織でやっていただければいいのではないかと、というようなことで、できるだけ新しい組織を作るような手間はなくしていただくとか。

ただ、お金はやはり別の事業として入っていくので、そこは区別せざるを得ないと思っていますが、重なってお金が増えるという部分もありますし、多面支払による支援においては、都道府県レベルで推進協議会を設置しており、そういうことも中山間支払においても考えたいという話もあるので、そういうことも含めて、事務処理を簡単にしながら事務作業の支援というのをも考えていくと、その中の一つとしてRMOの話があるとか、多面支払における県レベルでの推進組織をうまく活用するということも入っていると御理解いただければと思っております。

○中嶋委員長 御説明ありがとうございました。

よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

では、この後の分析なり検討のいろいろな御示唆を与えていただきましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議題（2）になります。

令和9年度に実施予定の多面的機能支払交付金の中間評価について、事務局から御説明をお願いいたします。

○渡邊多面的機能支払推進室長 資料2で御説明いたします。

資料の2ページ目を御覧ください。

多面的機能支払交付金の施策の評価につきまして、第三者委員会で御議論いただきながら、取組状況の点検やその効果等の検証を行っております。

令和7年度から、この第3期対策ということでございまして、3年目の令和9年度に中

間評価、それから5年目の令和11年度に施策評価を実施することとなっております。

資料の4ページ目を御覧ください。

これは昨年の委員会での検討事項と本日の委員会で御議論いただきたい事項を整理してございます。

第3期対策の1年目となる昨年度では、令和7年4月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画を踏まえた本交付金における新たな取組や、その評価項目の検討を行いましてロジックモデルの更新を行ったということでございます。

また質の高い活動の定義や、評価方法の検討を行ってまいりました。

これらを踏まえつつ本日の委員会では、来年度に実施予定の中間評価についてその構成案をお示しするほか、中間評価に当たっての調査を進めるため、昨年度検討を行った新たな取組に係る評価項目や更新したロジックモデルを確認しつつ、引き続き質の高い活動について御議論いただきたく存じます。

それでは、1点目の中間評価の構成案について、6ページ目を御覧ください。

第2期の中間評価、それから施策評価の構成をベースとしつつ、赤字で書いてあるように、Ⅲにて食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ令和7年4月に閣議決定された基本計画における多面的機能支払の位置付けなどに触れたいと考えてございます。

また、その際には、基本計画において明示的に言及され、本日の資料3でも説明します令和9年度からの水田政策の見直しについても触れたいと考えてございます。

それから、Ⅳの交付状況につきましては例年と同様、実施状況の調査結果を基に定量的な評価を行うほか、7ページにありますけれども、Ⅴの効果の評価というところで、第3期対策における新たな取組を反映した評価を行うほか、後ほど御議論いただく質の高い活動についても、評価、掲載したいと考えてございます。

続きまして、8ページ目は、第2期の中間評価、施策評価、それから今回の対比表でございまして、

それから、10ページ目を御覧ください。こちらは、前回の委員会で御説明したもので、変更箇所はございません。

おさらいで簡単にかいつまんで説明いたしますと、新たな評価項目は、第2期対策の評価項目を基本とし、昨年4月の基本計画に位置付けられた多様な人材の参画、それから活動組織の広域化、それから環境負荷低減等を推進するための新たな取組を踏まえまして、前回の委員会で更新したロジックモデルに沿って、設定、整理してございます。

それから、次の11ページ目には前回お示しした新たな取組を踏まえ更新したロジックモデルを掲載しております。

前回から修正、変更した点ですが、右の方のインパクトのところでございます。

こちらは、基本法の第44条では、共同活動が地域の農業生産活動の継続に重要な役割を果たしているといったことがうたわれていること、基本理念の構成を踏まえまして、前回の委員会からインパクトの部分に食料安全保障の確保というものを加えてございます。

インパクトの評価につきましては、本交付金が、我が国の食料・農業・農村を維持・発展させる上でどのように貢献することができたかとの観点から、基本法及び基本計画に位置付けられた基本理念と同一の柱立てに整理してございます。

それから、13ページ目ですが、質の高い活動の評価の考え方でございます。質の高い活動は多面的機能支払交付金の評価に当たって、現在実施している交付金内での活動をどのように良質なものに引き上げていくことができるか、それから、組織数や取組、面積などの量的な評価にとどまらず、質的な変化を捉えることができるのではないかという観点で御議論いただいているところでございます。

その定義につきましては、前回の委員会で各委員から活動を通じて地域の持続性を高めるという観点を分かりやすく伝えることの必要性ですとか、地域の実情、独自の課題、特色に着目することの重要性について御指摘を頂いてございます。これらを踏まえつつ改めて定義を再整理したところでございます。

前回の説明から根幹に変更はございませんけれども、一番下の部分の赤文字に再整理させていただきます。

単に共同活動の実施にとどまらず地域課題に対応し、地域の魅力や特色、それから新技術、人と人とのつながり等を生かしながら地域の共同活動の継続や集落機能の維持・発展につなげようとする活動ということで、改めて定義を更新してございます。

それから、14ページ目でございます。

中間評価における評価につきましては、質の高い活動の進め方としまして、ロジックモデル内で設定した活動を対象とする点は、これまでの効果の評価と同様でありつつも、その手法、プロセス、それから得られた成果が特にすぐれた活動を選定し、ポジティブな観点で評価することを考えてございます。

地域の課題把握や共同活動の実施に際しての工夫など、本交付金の活用を通じた活動の経緯に着目するとともに、その成果として特に地域の課題解決や地域社会の持続性の高ま

りに着目することで、本交付金を通じた活動の質的な変化を捉えるほか、全国の活動組織に向けてエールを送るという意味で発信するということができないかということを考えてございます。

なお、中間評価の実施に当たりましては、都道府県の評価を踏まえることを原則として今年度都道府県による評価を実施していただくことと合わせまして、事例を収集していくこととしてございます。そこで得られました事例に対する調査・分析に基づきまして、質の高い活動を把握、それから可視化していきたいと考えてございます。

それから、次のページです。今後のスケジュールについてでございます。

今年度は、令和7年度の実施状況の調査を行うとともに、中間評価に向けて都道府県評価や活動組織、市町村へのアンケートを実施し、今年度第2回の委員会で、それらの調査結果を可能な限りお示ししていきたいと考えてございます。

その後、令和9年度以降に委員会におきまして、中間評価の案をお示ししつつ御議論いただいた上で取りまとめて公表していきたいと考えてございます。

なお、前回の委員会でも御指摘がございましたけれども、アンケート調査の実施に当たりましては、そのアンケート回答者の負担を軽減するために、いろいろと工夫をしてまいりたいと考えてございます。

資料2についての説明は以上となります。

○中嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問を頂ければと思います。いかがでございましょうか。坂田委員お願いします。

○坂田委員 御説明ありがとうございます。

13ページの更新案として質の高い活動の定義、ゴシック体のところが更新されているのかと思うんですけども、人と人とのつながり等を生かしながら、地域の共同活動の継続や集落機能の維持・発展につなげようとする活動というのがありますが、農村RMOとの区別について伺いしたいと思います。

特に私がよくお世話になっているところでは、豪雪地帯で、例えば除雪が大変であったり、高齢者の独り暮らし、御夫婦で暮らしていらっしゃったりして、高齢者の見守りも大変であったり、あるいは通院、買物という点も大変なところだと思うんですけども、そちらについては農村RMOでフォローされるのかなと考えていたんですが、この人と人とのつながり、この上にある地域への関係人口の取込みであったり、小中学校との連携と

ということが具体的には考えられていると思うんですが、そこら辺の仕分けといいますか、オーバーラップしてもよいものなのか、あるいは明確に区別されるものなのか教えてください。

○渡邊多面的機能支払推進室長 本交付金で生活支援というのは、制度の趣旨とは異なるのですけれども、確かに活動組織の体制強化において、農村RMOと連携していくということは重要だと考えておりますので、具体的な中身について、活動の内容によっては仕分けしなければいけない部分もあるんですけれども、活動組織には外部人材を取り入れてしっかり体制強化していくという意味では、農村RMOとの連携についても効果的と考えておりますし、実際そういう活動もやっているところがあります。

○末永農地資源課課長補佐

補足でございます。農村RMO自体が多面支払の活動組織になるというところまでは活動内容として生活支援までされているということで難しいところがあるんですけれども、農村RMOが多面支払であったり中山間支払の事務局としての役割を担ってくださっているといたものは、幾つか例が見られているところでございます。

農村RMO全体としては、営農や生活支援、そして地域資源の保全など、いろいろな活動を農村RMO全体として取り組んでいただきつつ、その中の一つのパーツとして、多面支払や中山間支払の組織と一緒に仲間に入っていて活動していただいている。そういった連携の形での活動というのが見られているというところでございます。

○坂田委員 評価していくに当たって、そこら辺の仕分けというものも、一般の方を含めて分かるように、先ほどのお話ではないですけれども遡及して、その土地だけしか返還義務はないというようなことも広く普及されていないようなことがあってはならないと思うので、その辺りの周知もお願いできればと思います。

○中嶋委員長 ほかにいかがでしょう。

では、岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 前期から委員を務めさせていただいているので、その関連になります。この中間評価の構成案で、SDGsと本交付金の関わりという項目も入っていますけれども、前期のときはかなりSDGsという観点で評価してということを積極的に取り組んできたかとは思いますが、今期はあまりその辺りはフォーカスされていないような印象を受けます。

前期のときにも申し上げたこともあるんですけれども、こうした観点でなるべく農家の

方に皮膚感覚として分かりやすくこうした取組を進めていただければというふうな、そうしたチャレンジというのは貴重なことだったとは思いますが、ただ少しコンセプトが農家の方からすると難しいのかなという印象もあります。同時に世界の潮流もあり、SDGsや投資の世界でのESGはトランプ政権が発足したこともあって、逆風というか、あまり世の中で言われなくなったというところもあります。もともと農家の方々からすると、少し皮膚感覚から遠いかな、というところから、ますます遠くなっていくというところで、そうした流れもあって今期はあまりフォーカスしないのかもしれませんが、そうであれば、ずっとその旗を振ってきた以上、別に否定的に総括する必要もないと思うんですけれども、仮に発展的にフィットしなかったのであれば、どのように発展的に新しくフィットする仕組みでやっていけばよいか、というふうにつなげていった方がいいのではないのかなというのが1点です。

その上で、ロジックモデルというのは交付金の評価においてもともとやっていたことだとは思いますが、SDGsの評価でやっていくというところからすると、一つ一つの項目に異論はないのですが、細かい項目が羅列してあって、それがまたその農家の方からすると難しいなと感じられるのではないのかと、一個一個、細かく照らし合わせてというよりは、もう少し分かりやすくというか、ざくっとした形で、農家の人に理解していただく括り方がないのかどうか。

その点で、SDGsの評価のときにも感じたんですけれども、交付金を出していくに当たって、税金を投入するのできちんとした成果を確認していかなきゃならない。いろいろな取組の主体ごとの相互評価や、どの程度活動すればしっかり資金が投じられて意味があるんだという観点から横の比較というか、地域ごとにどんな感じで活動しているのかということやSDGsのときは割と留意していたと思うんですけれども、どのようにその横の認識というか相場感というのを確認していくのかについて伺えればと思います。

○渡邊多面的機能支払推進室長 貴重な御意見ありがとうございます。

確かにSDGs、今そのキャンペーンというのは大々的に行っているというよりは、それぞれの施策でどういう進捗をしているかを外務省を中心に取りまとめていると承知しています。

おっしゃるとおり我々としても第2期対策で、SDGsの視点評価に取り入れることができないか検討し、活動組織の現場では試行的にSDGsをアイデアシートという形で交付金を通じた共同活動との親和性を評価できないかということで検証はしてきたんですけ

れども、確かに第3期に具体的にどういう形でそれを評価し、どういう表現で記載していくかというのは、今、具体的にこうだということをお示しできないんですけれども、委員の今の御意見を踏まえてどういう形で整理するか、表現するかというのを考えさせていただきたいと思います。

農家の方に対して、どういうふうにメッセージも含めて伝わるかという点も含めてロジックモデルを現状このように整理をしていますけれども、どういうふうにメッセージとして分かりやすく伝えるかという点は、非常に重要な観点でございますので、そこはじっくり検討させていただきたいと思います。

○中嶋委員長 私の理解もお話ししておく、例えば11ページのロジックモデルのフローチャートがあるんですが、アウトカムのところクリーム色で資源と環境、それから青色で社会、それから緑色で経済とあるんですが、これを三つにしたのは、SDGsのウェディングケーキモデルというのがあって、それに応じて、この三つを設定したというふうに思っているんです。

それは今も継承していて、これを評価していくということは今でも私は有効ではないかというふうに思っています。

8ページのところに、SDGsと本交付金の関わりというのが残っているのと、それからその下のVのところで、資源と環境、社会、経済というのは、先ほど言ったことの繰り返しですが、整理の枠組みとしては残っているので、ここの辺りから少し追求はしていただけないかなというふうに思います。

ついては、後ろ側に溶け込んでしまっている形ですが、私自身はこれを整理する上で分かりやすいなと思います。

それから、人と人とのつながりという中には、例えば企業とのつながりとか、そういうものも入ってきているとは思いますが、そのときに対話をするためのプロトコルの手段として、SDGsとかESGというのは、うまく使えるものもあるので、それを全部放棄してしまうんじゃなくて、利用できるものは全部利用するという、今までも積み重ねてきたいろいろな情報とか、資産化しているものもあると思いますので、それは生かせるものは生かすということではないかなと思います。

全部この枠組みでやるというのは、確かに付いて来られない方もいるし、それから目指すところが違っているものもあるかもしれませんので、そこは是々非々でやればいいかなというふうに思っているところなんです、中間評価まであと1年あるので、その中で整

理していただければと思います。

○渡邊多面的機能支払推進室長 ありがとうございます。

○中嶋委員長 それでは、木下委員、お願いします。

○木下委員 ロジックモデルのスライド11なんですけれども、この中でとても気になるのが、インパクトというところの部分です。

1点は、確認や質問になります。もう1点は、インパクトについて、もう少し議論を煮詰めた方がいいのではないかという、御提案になります。

一つ目の質問は、この中間評価の構成案の中で、インパクトはどういうふうに評価されるのか、構成案の中でどこに位置付いているのかが必ずしも明示的ではなかったような気がします。スライド7の構成案における、「V 効果の評価」の中のどこかにインパクトということで一つの項目を立てて、もっと言うとその定量的なところまで、どこまで踏み込んでいくのか、あるいは定性的なところで止まっているのかなというところなんです。

11ページ目のスライドに戻ると、このインパクト、社会への影響とあるんですけれども、インパクトをここではどういうふうに定義を考えるかということなんですけれども、この11ページ目の赤枠も含めた修正案でいくと、これは正に基本法の政策課題とか政策目標の柱を立ててあるというふうに読めます。

そうすると、ここでいうロジックモデルでインパクトというのは、政策課題、政策目標という位置付けでいいのかということです。私からすると若干違和感を感じます。

参考までに、農村振興局の別の部局でやっている事業、農山漁村インパクト可視化ガイドランスを見てみると、これは企業が農村地域に入っていくって、どういうふうにビジネスと絡めて農山漁村にインパクト与えているかという、最近力を入れている事業だと思うんですけれども、そこでのインパクトというのは、事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果、と定義されていて、日本の食料・農業・農村政策の目標に関しては、厳密には沿っていないのではないかというふうに思っています。

例えばこれは農水省の政策の紹介になるんですけれども、そこでは農山漁村の課題解決を通じて創出されるインパクトとして、七つのやや具体的なことをもう少し社会的・環境的な広い意味で捉え、例えば1つ目が地域経済の活性化、2番目が農山漁村の持続可能な生活環境の維持、3番目がウェルビーイングの向上、4番目が気候変動の緩和、5番目が気候変動への適応、6番目がネイチャーポジティブ、7番目が農山漁村における災害レジリエンスの向上ということで、もちろん食料・農業・農村政策にも関わりますけれども、

農山漁村という舞台、場所を起点とした、もう少し広いことをインパクトというふうに名付けているのではないかな。

だから、今回はこの11ページの簡易版ロジックモデルで、このインパクトをあくまで基本法に沿った形でやるのか、もう少し広く捉えるのかという議論を私はした方がいいのではないかなというところでございます。

先ほどの岡田委員の提言、これをどういうふうに評価していくかというところで、SDGsという枠組みなのか、必ずしもそのフレームワークにとらわれないでインパクトをもう少し広く考えるというか、ということも大事ではないかなと思います。

以上になります。

○渡邊多面的機能支払推進室長 非常に悩ましい、難しい問題かとも思いますけれども、まず今回我々としては、先ほど申し上げたように本交付金と農政の政策の理念との関係において、基本計画の基本理念に合わせた柱立てということで、こういう整理をさせていただいておりますけれども、委員がおっしゃるようなことも、今の時点でなかなか定量的には難しいと思います。

については、定性的な表現で、この交付金が社会に具体的にどのような影響を与えたかという意味では、この柱以外にも、今、先生がおっしゃったようなこともあるかと思うので、そこをどう評価の中で表現していくかということは確かに必要かなと感じた次第です。

ただ、先ほどの構成案で確かに今は資源と環境、社会、経済というところになっておりますけれども、そこに一步踏み出して、農村振興のような話も含めて、こういった形で表現できるかというのは、中間評価まで宿題として考えさせていただきたいと思います。

一方で、こういった評価は、個別の本交付金の制度の評価がありつつも、農水省全体の審議会の中で企画部会もございまして（参考資料2）、多面的機能の発揮に係るKPIを設定しております。その中で毎年度進捗状況などについて議論がされていますので、具体的に我々のこの委員会の検証結果も、企画部会に反映していくことができるのかなとは思っています。

○中嶋委員長 先ほどの御指摘に関して、私は若干異論があって、インパクトとして可視化ガイダンスの御提案を頂いたのは、どちらかというと農村振興の部分のインパクトを示していただいたと思うんですが、今回の基本法の改正で、この多面支払に関して重要なことが二つあって、一つは旧24条を新しくして29条という条ずれの上で、そこで修正した部

分があるんですが、農業基盤の整備と保全という項目が入ったんです。

今まで保全というのが明示的に書いていなかった。農業基盤の整備というのは、農業施策の中に位置付けられている条です。そこに保全という概念がまず入りましたがけれども、その後、農村施策の項目で新規に第44条が用意されて、保全に関しては共同活動でこれに対応するという位置付けになったんです。

この第44条というのが、実は多面支払のある意味根拠になる。多面支払というか資源保全の活動の根拠になっていて、もちろんその前に日本型直接支払の法律ができましたので、多面支払というのは法制度的に裏打ちされたものができているんですけども、基本法の中でもそれが用意されたんです。

その結果、農村施策と農業施策がつながったんです。ですので、形式的には農村施策の中に多面支払が入っているんですけども、農業施策に影響を与えるような構図になっていると思うんです。

11枚目のスライドに、食料・農業・農村政策の基本理念を五つ書いていただいている、もともと四つだったのが、環境と調和のとれた食料システムの確立というのが入りしたので五つになったんですが、今度の基本計画を見ていただくと、実は食料安全保障の確保から環境と調和のとれた食料システムが一塊になっていて、農村の振興というのが別立てになっているんです。

御存じだと思いますが、EUのCAP政策は、二つの柱から成るという理解があって、生産・所得政策と、それから農業振興施策の2本柱になっていて、今回の基本計画ではそのような印象を持つような建付けになっているんです。

食料安全保障の中には食品産業の振興や流通といったものも入っていますが、それと農業の持続的な発展と言われる農業施策、それから環境施策、それからそういったものの対応をする付加的なものとして多面的機能の施策が加わって、それらをまとめて食料安全保障の確保を達成することになります。

この多面支払の活動で資源保全を行うことによって、多面的機能の発揮もするし、それから農業の持続的な発展の後押しをする、それが結果的に食料安全保障の確保になるという構図になっていると思いますので、先ほど七つ御紹介いただいたものより、それプラスやはり食料安全保障の確保にどれだけ貢献しているのかということは、確認していただきたいなというふうに思います。

先週、企画部会が行われて、そのときにKPIの進捗状況を確認しました。KPIの進

捗状況は、3回企画部会を開いて確認することになったんですが、先週は2回目です。

基本法の改正によって、食料自給率の目標以外に食料安全保障の確保に資するほかの目標も定めることが条文の中に入り、それに合わせてK P Iを作ることになったので、この進捗に関しては、きちんと把握していきましょうということになったんですけれども、あまりにも量が多くて、全部本当にカバーし切れるのかというような不安はあります。

そのときに、各部会とか本委員会のようなところで審議をする機会があるので、そちらで細かくチェックしてほしい。それを上に上げるような形で最終的に毎年のK P Iの進捗、目標の達成、それから達成していないならば何が問題なのかということラップアップしていきましょうというような議論になりました。

ですので、この多面支払の第三者委員会でも、できればそういった議論をしていただいて、それを企画部会のK P Iのチェックの方に上げていただくようなことを取り組んでいただけると、大変有り難いと思っています。

こちらの第三者委員会はもちろん多面支払というのが対象で、例えば中間評価とか最終評価を取りまとめることが大事なんですけれども、その途中でいろいろ明らかになることがありますので、是非全体に共有していただければと思います。それは、このインパクトの部分に関係することなのではないかなと思っています。

今の時点でK P Iの検証をしていて、何をチェックすればいいのかというのは実は非常に難しく、K P Iそのものは全部数値化して、チェックはしていますが、それだけではないサブのK P Iに近いものとか、それからそれを検証するために付加的に調査されているものがこの後どんどん追加されてくるので、そういうものを全部見ることによって、五つの基本理念の達成ができているのかどうかということをこれから調べていくことになると思います。

いずれにしても企画部会によるK P I検証は1年目なので、どのように進めたらいいのかは手探り状態ですけれども、2年目、3年目になってきたら相当なことが分かってきます。基本計画は5年で一括りですので、そのときに次の基本計画につなげていくという話になると思います。

いずれにしても政府としては、5年間の農業構造転換の集中対策をやっているもので、それをいかに達成するかというのは非常に重要で、常にモニタリングをしながら、その進捗の確認をしなければいけないんですけれども、構造転換するためにもこの資源保全の在り方というのはものすごく大事なもので、是非この中の農業の持続的な発展に関わる、それか

らアウトカムでいうと、地域資源の適切な保全管理とか、それから（11ページのアウトカムにおける）緑色で示された「地域農業における構造改革の後押し」という辺りは常にモニタリングしていただけると、大変有り難いなというふうに思います。

農村振興施策の部分をしっかり見るための一つの指標として、今、御紹介していただいたものは非常に有効だと思うので、それは是非検討していただければと思います。一義的には農業の持続的な発展の部分と多面的機能の発揮という部分は見ていただきたいと思います。

どんどん追加してしまいますけれども、環境と調和のとれた食料システムの確立の部分は、この多面支払の活動が環境に対してちゃんと配慮されているかどうかというのはチェックしていただければと思います。

○木下委員 趣旨としてはよく分かりまして、きちんと基本法の政策体系の中で、この多面支払が位置付けられているので、その枠組みの中でやるという理解だと思います。

一般的にインパクトとか、社会への影響というラベリングからすると、やはり政策目標の達成という中身になっているというのは少しずれを感じます。

それから、定量的な評価を例えば食料安全保障の確保とか、こういう非常に大きなインパクト項目に対して、この交付金を通してどういうふうに定量的に影響を与えたかというのは実際難しいですね。

○中嶋委員長 アウトカムの辺りから、必ずしも全部が定量的な把握ではないと私は思います。

○木下委員 そうですね。

○中嶋委員長 定性的な把握もあるのではないかと。

○木下委員 だから、定量的な部分はほとんどできない評価になるんですね。

○中嶋委員長 これは、非常に細か過ぎて分かりにくいと思うんですけども、最終的に国民の皆さんに対して、この多面支払というのは一体何の意味があるのかということを説明する一つチャートになっているのではないかとと思うんです。

それはもちろん地域の農村環境とか農村の生活とか、そういったことを維持するためにも役に立つという部分もあると思うんですけども、でもやはり食料安全保障の確保に貢献することに意義があるということを説明図として見える化しているというのがとても重要だと思います。少し話がずれてしまいますけれども、基本計画の中で、K P I をいくつも提示していったんですけども、それをK P I ツリーという形で各K P I がどういう関

係になっているのか、究極的にそれらが食料自給率の向上にどういうふうに貢献するのかという樹形図みたいにしたんです。これは、私はとても大事だったのではないかなと。

あまりにも政策がたくさんあり過ぎるので、一体どういう関係になっているのかというのが見えない。ある部分の施策を一生懸命やっているのは、どういう意義があるのか、それからこっちの政策と何かバッティングしてしまうのではないかとか、その部分を調整するための構造を明らかにするというのは、とても重要ではないかと思うので、そういう頭の整理のためにも必要だと思います。

おっしゃることは私もよく分かっているつもりなんですけれども、このインパクトの部分にここで書いてある五つは余りにもざくっとし過ぎていて、一体これらは何から構成されているかとは書いていないわけです。

だから、場合によっては、これから中間評価まで1年、2年ありますので、その過程でこういうものを少しつまびらかにしていく必要もあるかなと思います。

例えば食料安全保障の確保というのは、もう少し丁寧に言うと、国民一人一人の食料安全保障の確保として定義されているんです。

この一人一人の食料安全保障はいわゆる食品とか食料のアクセスの問題をいかに解決するかの問題で、それは多分多面的機能支払は余り関わらない。だからそこは外しますと。けれども農業生産力の向上、生産性の向上とか、もしかしたら価値の向上というところが今回強調されましたけれども、そこにはうまく関わってくるのではないかという部分があるので、そこは書いていただいた方がいいかなという気がします。

木下先生がおっしゃっているのは、そういうものをもう少しはっきりさせた方がいいのではないかということかなと、今話しながら感じたところです。

KPIツリーもちょっと参照していただきながら、少し整理していただくといいかなというふうに思います。

○渡邊多面的機能支払推進室長 承知しました。

○中嶋委員長 先ほど言ったように、企画部会で議論してみた段階では、ちょっと腑に落ちないところもあるので、今後、もう少し議論が深まってきますから、そこら辺もよく見ていただきながら、本委員会の議論に反映させていただくというのが大事なかなというふうに思います。

重要な御指摘ありがとうございました。

吉田先生、お願いします。

○吉田委員 質の高い活動の評価の考え方、13枚目のスライドに関してなんですけれども、ここの中で質の高い活動という言い方と取組という言い方が混在しています。

それで、活動というと、比較的全体的なというか、その活動組織のやられていること全体を活動というイメージでも理解できると思うんですが、取組というとその活動の中の一つ一つのアイテムが恐らく取組ではないかなと思います。全体的に活動と取組という表現が混ざってしまっていて、それでこの活動の評価、質の高い活動の評価というのがどのレベルで行われるものなのかが曖昧な感じがします。その辺り少し整理していただくと、いいのかなと感じました。

○渡邊多面的機能支払推進室長 貴重な御意見ありがとうございます。検討してまいりたいと思います。

○中嶋委員長 確かに、この13枚目のスライドで黄色の色塗りしている枠のところは、質の高い取組という言葉で書いてありますが、下の緑色の定義のところは質の高い活動と書いてあって、言葉が揺れている部分があるところも気になります。

でも、おっしゃるとおり活動という表現と取組という表現は少し次元が違うかもしれないので、それは是非事務局で御検討いただければと思いました。それが評価の基準に関わってきて。

○吉田委員 質問としては、どちらの意味なのか、つまり活動組織全体の活動が、質が高いかどうかという評価をするのか、その中で行われているこれは質が高いぞというような評価なのか、その辺をはっきりさせていただきたいという意味でもありますが、今のところ重みとしてはどちらの意味なのか、是非御検討ください。

○中嶋委員長 11番目のロジックモデルの中に、基本は活動ベースで書いてあります。その取組というのがどういうふうに位置付けられるのか。吉田先生はどういうふうに思われますか。

○吉田委員 一つの活動組織は、おそらくいろいろな取組をされる場合もあると思うんです。そうすると、その一つ一つを評価していくのか、活動組織全体として総合的に評価するのかというのが、このロジックモデルの中での評価の対象の大きさというんですか、そういうところに影響してくると思うので、その辺を少し考えながら、項目立ても見直す必要があるのかなと、今、お聞きしていて感じました。

どちらでないといけないという考えはないですけども、ただやはり余り一つ一つの取組を活動組織単位で更に5個も10個も評価するとなると細か過ぎますし、今後大変ですの

で、その辺りのバランスかなとは思いますが、取組という言葉が入ってきてしまっている、そういうことがちょっと心配になったということでございます。

○中嶋委員長 木下先生に振ってしまう形で申し訳ないですが、経営学が御専門だからなんですけれども、組織の全体の取組を評価するのと、そこから分解して一個一個の活動を評価するのは、何か全体をラップアップするときは少し難しいと思うんですが。

○木下委員 私は、活動、取組をそんなに区別して考えていなくて、でも吉田先生がおっしゃったように、全体的に質が高いと見るのか、一個一個の取組を細かく評価していくのかという、その一個の次元が違うところという話ですよ。

今ここでは、どちらの評価をする方が有効かということですが、やはりラップアップするのは難しいですよ。総合評価のまた何か新しい指標みたいなものを作って点数化するみたいな話ですが、それよりもやはり一個一個の取組で、ほかの事例が参考になるものというんですか、新技術と関連して、水路の整備で診断するときにいろいろなデータベースを使ってという話が多いかもしれないですけど、例えば、急速に普及している生成AIというものを使って、いろいろな事務的な作業とか、いろいろなアイデア出し、どういう活動をしたら非農家の子供たちが喜ぶか、ちょっとイベント的な要素にこれも入れてというアイデアをAIを使っていろいろ考えてみる。

そういう取組は多面支援ではまだそんなに普及していないというか、誰かがやり始めている段階かもしれない。だからその取組が総合的には大したことなくても、新しい取組、珍しい取組というのを質の高い活動というふうにして、それだったらすぐに真似られそうなやり方ですよ。そういう個別のケースをピックアップするというのがあるのではないかなと思います。

○吉田委員 という意味では取組なんです、活動全体じゃなくて、活動の中でちょっときらっとしたものを取組。こういうこともできますよ、と皆さんに知っていただくという、そういう位置付けで評価されるのがいいのではないかなと、今お話を聞いて改めて思いました。

全体でそんな質の高いというのはなかなか、また変な概念になってくると思います。

○中嶋委員長 この後、またもう少し検討されると思うんですが、14枚目のスライドのところに、質の高い活動の評価の考え方の御提案が書いてあって、二つ目の丸印で質の高い活動の評価は、インパクトとアウトカムとしての視点でその効果を確認するという。

だから、11枚目の図でいうと、この活動というレベルの一個一個が高い活動していると

いうよりも、その結果生まれるアウトプットとかアウトカムの部分にどのような成果が表れてきたかということで、振り返ってこれは質の高い活動だったと判断する、何かそんなふうなことを事務局としてはイメージされているのかなという印象もありますね。でも両方意味があると思うんですよ。

先ほどのようなA Iを使った新しい活動は、まだ評価が定まらない部分もあるかもしれないけれども、今後大きな意義がありそうですから、是非注目していきたいという視点も維持したいですね。ここは御提案なので、もう少し深掘りしていただけると有り難いなと思いました。

○末永農地資源課課長補佐 事務局の担当の考えを一言お伝えさせていただければと思います。

これまで、あくまでロジックモデルというものを活用して、多面支払の施策の評価を行ってきたという経緯がございますので、質の高い活動の「活動」という言葉とこのロジックモデル上の「活動」というものは、ある程度ひも付けた方がよいのではないかというふうに思っております。

今、先生から、取組と活動が、どちらが最小のユニットなのかというお話がありまして、私のイメージではロジックモデルに鑑みると活動というのが最小のユニットというふうに思っています。その点、先生からはどちらかというを取組の方が最小ユニットではないかという御意見ももありますので、一旦その整理をまずさせていただくのがよいかなと思っております。

また、最小ユニットの活動を評価するのか、活動組織としての全体を見るのかということですが、ここは両方あると思っております。それぞれ、これはすごいなという本当にきらりと光る最小ユニットの活動というものもありますし、やはりその活動を実施するに至った活動組織の中での意思決定とか、こういったところでこの人の協力を得たとか、そういったものを評価しようと思うと最小ユニットの活動だけを見ていては不十分ですので、そういう意味からすると意思決定とかそういったものを含めた取組全体、活動組織の全体というところも評価するのがよいと思います。実際の事例を見ていく中でどこをポイントにするかや、その際に最小ユニットを見るか、そこに至った経緯といった全体も評価するのか、事例の収集と評価のどこを全国の活動組織にアピールしていきたいか、そこを考えていく中で、この取組と活動の位置付けといったところも是非整理をさせていただければというふうに考えてございます。

○中嶋委員長 ありがとうございます。

今、結論は出ていないですけども、非常に重要な御指摘をそれぞれ頂いたと思いますし、事務局からも明確にそのところの意識を持っていると分かりましたので、今後よく検討していただきたいと思います。

ここがぶれると何か曖昧な評価になってしまいそうなので、とても大事だと思い、注意していきたいと思いました。ありがとうございました。

河野委員から御発言の希望があり、お待たせしました。

○河野委員 御説明ありがとうございました。

ほかの委員の先生方の御発言、それから事務局の皆様とのやり取りを伺っていて、今回の中間評価に対する考え方というのが私自身も大分深まったというふうに感じております。

私は、そもそもこの委員会への参加の背景として、消費者の立場、国民の立場として参加させていただいていると自覚しております。ですから、今回、多面的機能支払交付金、これは税金ですから、適正に使われるということに対して、どういう視点を持って、国民に対する適切な説明責任を果たすかということを考えて、この評価の議論に参加させていただきました。

先ほど、御指摘もありましたように、非常にがっちりとした活動のロジックモデル、それから今後に向けての質の高い活動への期待とそれから適切な評価方法等が当然のことながら全国で農業をやっている農業者の皆様に対してより分かりやすく、こういうことを是非頑張ってくださいね、というガイドラインのようなものだというふうに思っていますが、逆にお話を聞いていると、ここに様々な細かいディレクションというか指示を書き込めば書き込むほど、農業者の皆様の自主性というか地域の特性をどう発揮していくのか、それから地域の魅力を交付金制度に乗せて更に磨いていくのか、その辺りの柔軟さとか自由度とか余裕というのがある意味減ってきてしまうのではないかなというふうなことも危惧しました。

当然のことながら、公正で公平な使い道というのをお示しして、残りの部分は地域の特性に合わせた、もう少し自由度のある、それが質が高いかどうかということとは少し趣を異にすると思いますが、そういう使い方も許容することによって、農業者の皆様にとって使いやすい交付金ということになるのかもしれないなというふうに考えていました。

私自身は、しっかりとその税金の使い道を監視するというよりは、こうした分かりやすいガイドラインに沿って活動していただくことで、農業者の皆様がモチベーションを高め、

かつ交付金というそのインセンティブに対して積極的になってくださるということが一番大事な目標だと思っていますので、是非、そのところに焦点が当たるような形で、この評価制度を考えていただければと思います。

それから、もう一点お伝えしたかったのは、交付金制度、先ほどもう20年になるというお話でしたけれども、この間、大きな変化として考えると、やはり基本法が改正されたということ。それから、先ほど中嶋委員長がおっしゃっていたように、基本法の中で明示されたことが食料の安全保障の確保と環境と調和のとれた食料システムの確立というこの2点が新たにしっかりと法律の中に明示された。

このことを私たちも多面的機能支払交付金の中にそれを実現するためには、是非これを皆さん念頭に置いて頑張ってくださいね、という形で、新たにしっかりと分かっていたかどうかという工夫はしなければいけないと思いました。

現在、SDGsの実現を基本とした活動のロジックモデルとそれから基本法の方針とどう結び付けるのかというのはそんなに難しくない話だと思いますので、SDGsで残すべきところは残して、かつ非常に重要なこれからの農業政策である食料の安全保障とそれから環境と調和のとれた食料システムというところを是非今後の評価の中に上手に入れ込んでいっていただきたい。

そこで地域の皆さん、農業現場の皆さんが本当に大変なところで頑張ってくださいと思っていますので、余裕を持ってこれもやってみようというぐらいの感覚で是非取り組んでいただければというふうに思っているところです。

蛇足ですけれども、私、ビヨンドSDGsという検討会議にも所属しておりまして、そこで農業関係でいうと、新たに立ち上がっているテーマが持続可能な食料システムとそれから健康的な栄養パターン、ウェルビーイングに関連するところなんですけれども、それも今回の基本法の改正等と正につながっていると思いますので、その点を中間評価、最終評価、最終目標としてそれに対する寄与というところも是非入れて全体の構成を考えていただければというふうに思いました。長くなりましたけれども、発言させていただいてありがとうございます。

以上です。

○渡邊多面的機能支払推進室長 先生、ありがとうございました。

今の御意見を踏まえて、きっちりと検討してまいりたいと思います。

○中嶋委員長 本当にありがとうございます。非常に網羅的でかつ今後の検討する上での

大きな指針を与えていただいたと思います。

この評価をすることによって、現場の方もいろいろな取組の解釈、そして理解が深まっていくということなので、そこら辺の出口も意識しながらやっていく必要が本当にあるなというふうに思ったところです。

ちょっと伺っていて、先ほどの自主性とか柔軟度とか自由度とか、こういった辺りもコミュニケーションの過程で十分に配慮していかなければいけないという御指摘には、はっとさせられたところなんです。去年、現場に行って初めてこの質の高い活動のお話をしたときに、前回も少し触れたかもしれませんが、現場の皆さんはちょっと身構えられたところがあって、もっとこういったことを求められてしまうのではないかと、というのが思われたところです。ただ、そういう意味ではなく、もっと本来は自由で、そして裁量のあるいろいろな工夫をしていくようなことを高く評価していきたいという気持ちがあったような気がするんですが、ワーディングとしてこの質の高い活動というのがそういうふうに聞こえてしまうところがあったわけなので、評価を進めながら、いやそうではなくていろいろな取組を私たちは逆に求めているんだということを分かるようにすればいいのかなと思いました。

それが今、河野委員がおっしゃった御懸念に対して我々もきちんと応えていくようなアプローチになるのではないかと考えたところです。本当に重要な御指摘ありがとうございました。

この辺りで議題（２）については閉じさせていただきまして、もし追加の御指摘があれば、後ほど事務局にお寄せいただければというふうに思います。

議題（３）に進みたいと思いますけれども、令和９年度多面的機能支払交付金の見直しについて、これについて事務局からの御説明を頂きたいと思います。

○渡邊多面的機能支払推進室長 それでは、資料３です。

資料４ ページ目を御覧ください。

食料・農業・農村基本計画におきまして、令和９年度に向けた水田政策の見直しを行うということで、赤枠で書かせていただいております。

水田活用の直接支払交付金、いわゆる水活を抜本的に見直しまして、作物ごとの単収向上等による生産性向上への支援に転換するという一方で、水田と畑のフル活用による食料安全保障の強化を図るものという中で、我々の多面支払ですとか、中山間支払についても、田畑フル活用による食料安全保障の強化を下支えする観点から、地域の営農や共同活動の

将来にわたる継続などを図るための見直しを併せて行うこととしております。

今回の見直しにつきましては3点、三つの観点に着目してございます。

一つ目でございます。5ページ目です。

いろいろと御議論がある中でございますけれども、今後5年から10年の活動継続に不安を感じる活動組織が約5割に及ぶことが明らかになっておりますので、将来の構成員の減少、それから高齢化などが避けられない中で、活動の継続に向けたサポートに取り組んでいく必要があると考えてございます。

それから、6ページ目です。

地域ぐるみでの共同活動を通じた環境負荷低減に資する農業生産活動の推進でございます。

令和7年度の第3期対策から地域でまとまって取り組むことで、効率的、効果的に推進されることが期待される水管理に伴う環境負荷低減の取組を本交付金で支援することとなっております。

この取組ですけれども、近年取組が減少している若しくは現状維持の傾向が続いている状況でございますので、この度の見直しを踏まえて活動組織の取組拡大の契機としていきたいと考えてございます。

それから、7ページ目でございます。

3点目、中山間地域における支援の充実でございます。先ほど少し話が出ましたが、中山間地域も人口減少が加速度的に進行してございます。営農や地域資源の保全管理等の継続に支障が生じるおそれがある中、中山間支払と多面支払を重複して実施することが可能となっておりますので、こういった取組を横展開に広げていきたいと考えてございます。

それから、9ページ目でございます。今回の見直しを整理したものでございます。活動参加者の減少、それから高齢化による組織の弱体化により、地域の共同活動の継続が困難となるおそれがあるため、多面支払につきましては、外部人材の確保や、例えばリモコン草刈り機など作業の省力化に資する技術の活用に積極的に取り組もうとする活動組織の支援を検討してまいりたいと考えてございます。

それから、水管理を伴う環境負荷低減取組の促進に向けては、現在行っている支援を活動組織のインセンティブが働くような支援に見直していきたいということで検討してございます。

両支払共通の見直しにおきましては、組織の負担軽減や、地域の団体との連携を通じた組織の広域化、それから事務局の機能強化、事務負担軽減も継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。

今回、この見直しというのは既に第3期対策で取り組んでいる方向性と整合するものでございますので、今回の施策評価の考え方自体に大きく影響を与えるものでございませぬけれども、今回の見直しを通じまして、施策の効果発現をより積極的に推し進めていきたいと考えてございます。

資料3は、以上でございます。

○中嶋委員長 ありがとうございます。

御説明に対しまして、御質問、御意見があれば頂きたいと思いますが、いかがでございましょうか。

岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 御説明ありがとうございます。

4のところで、中山間支払は条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面支払は、活動組織の体制を強化する、とありますけれども、今後中山間条件不利の実態に配慮し、支援を拡大するという場合に、結構多面とのオーバーラップが増えてくるのではないかとということも考えられると思います。もともと両支払の活用には重複があったりするわけですが、オーバーラップしていった場合に、もともとのコンセプトは条件不利の是正と多面支払という観点ということで違うと思うんですけれども、結構オーバーラップしている部分が増えてくる場合に、多面の方としてはどう整理するというかすみ分けということになるのか。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○登り農地資源課長 当然、中山間支払が増えてくれば今多面支払をやっているが中山間支払をやっていないところにも中山間支払が入ってくる。そうするとラップする、こういうことだと思っています。そのケースもやはり二通り考えうると思っています。

資料の7ページにあるように、両支払が全く同じエリアでやられるケース。広がった結果、今まで多面をやっていた活動組織において今回、中山間支払もやろうよということで、多面支払をやっていた組織がそのまま中山間支払もやるというケース。

それと広い100ヘクタールぐらいの多面支払をやっているところに、一部中山間支払が食い込んでくるというケースがあると思います。

多面支払と中山間支払のエリアが一致するケースというのは、やはり我々も今回一体的

に実施しましょうということで、今まで組織を二つ作らないといけなかったが一つでいいですよというようなことをして進めていく。

お金としては、今、多面支払の方は地域資源の保全に使ってもら、中山間支払の方は生産条件の格差是正という目的があるんですけども、一方それを受給するに当たって、地域資源を保全するという要件がかかっています。なので、その部分については多面支払で置き換えてやる。そうすることによって中山間支払のお金のうち、今まで地域資源管理の活動に回していたお金が、ほかのものに使えるということで中山間地域への支援が分厚くなる、こういうことだと思っています。

一方、もともと多面支払を100ヘクタールぐらいやっていたところで、20ヘクタールぐらい中山間支払が重複するというケースは、恐らくですが地域によると思うんですけども、今まで100ヘクタールの多面支払の活動が粛々と動いている中で、20ヘクタール分中山間支払が入ってきたからといって、多面支払の方の仕組みを変えるのかというと、そこはなかなかそうならないのではないかと思います。

私どもとしても変えては駄目というのも言い過ぎだと思っていますので、今後見直しを進めていく中で、そういうケース、100ヘクタールの多面支払の活動に一部、中山間支払が入ってきた、このときにもう少しこうならないかというような話があれば、私どもも考えないといけないと思うんですが、やはり構成員から全て違うので、そういう意味では独立して動くというのが当面考えられることかなというふうに思っているところでございます。

○岡田委員 それとはまた別の話で、今の米価の変動が、すごく高かった4,000円を超える水準から、今は非常に下がってくるというところが農家の方が気にされていて、それで価格転嫁というかコストということで、ちょうどコスト分析で、2,800円という数字も出されていたと思いますけれども、場合によってはもしかしてそれを割り込んでいくかもしれないというふうなことがあって、こちらの制度は5年というタームですけれども、価格が大きく変動の波に表れている1年、2年、3年ぐらいのタームで、基本はそれと切り離して考えていくということは理解はしていますけれども、実際でもこうした取組を続けていけるか、農業自体を続けていけるかということに直面している中で、全くそれを考慮せずに5年のサイクルを考えていって、市場価格でいいのか、その辺りはいかがでしょうかという、それが2点目です。

○登り農地資源課長 多面支払の場合、我々としてはいわゆるその地域資源を保全するの

にどれぐらいの時間をかけて草刈りをされていますかとか、そういうことを調べた上で支援額を決めています。

一方、その支援額も実は公費で100%を補っているのではなくて、国、地方公共団体、農業者、それぞれがシェアするという考え方になっていて、そういう意味で米価の変動が、その草刈りの労働時間に大きく影響を直接与えるのかというと、草はある程度は刈らないといけないので、米価が高かろうと安かろうと草刈りの時間がそう大きく変わるというふうに私どもは想定していないというところでございます。

やはり公費を入れるという観点で、1年だけでいいですよというわけにはいかない。5年間やってくださいということが基本だとは思いますが、本当に我々の草刈りなどの地域保全の活動の実態が大きく変わるようなことがあるのであれば、そこに当然今のその支援水準をどうするかという議論になるかと思っているんですが、まだそこには至っていないのではないかとというのが私どもの今の皮膚感と、こういうようなことでございます。

○中嶋委員長 米価の低下に関しては、経営所得安定対策も発動すると思いますので、それがもうずっとまた低い水準に戻って、そして安定してしまうということになったときにはまたいろいろ考えることはあるかもしれません。私はこの後に価格が変動しながら、ある一定水準のところに収束していくのではないかと思いますので、今後の展開を見てから考えることだという印象を持っていますけれども、確かに現場の方々は、持続的な生産をしていくために苦労しているところがありますので、是非いろいろな仕組みを活用していただければと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

坂田委員、お願いいたします。

○坂田委員 1点、御質問なんですけれども、多面的機能というのは農業が成り立ってその上で多面的機能が発揮されるという理解をしているんですが、こちらの例えば番水のような水管理の調整というようなものは、この多面的機能支払の中に入っていないように私は認識しているんですけれども、例えば6ページに、今回、基本法の中で重点化された環境負荷低減の取組として水管理に関連して長期中干しをしたり、冬期湛水をしたりというような形で、環境負荷低減をするというようなことがあって、水管理というと私は番水のようなことも思い浮かべるんですけれども、それはちょっと環境負荷低減とは関係しないかもしれないんですが、そこら辺はこの多面的機能支払の中には入ってくるのかどうかについて教えてください。

○渡邊多面的機能支払推進室長 異常気象時においては、番水についても活動の中で実施できることになっております。大規模な異常渇水でなければ、もともと活動組織で策定した活動計画を行っていただくのですが渇水等の異常時であれば見回りもできます。ポンプを使ったりできます、ということになっています。

昨年度、非常に大規模な渇水が広範囲で発生した際には、特例措置として、そういったことに使ってくださいと。もともとあった活動計画を実施する余裕はないので、それはもう返還しなくていいですよということで、通知をしてできるようにはなっております。

○坂田委員 ありがとうございます。それはこの農地維持支払の方になるんですか。

○渡邊多面的機能支払推進室長 そうです。

○坂田委員 分かりました。ありがとうございます。

○中嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

飯田先生からコメントがありましたので、事務局から御紹介させていただきます。

○末永農地資源課課長補佐 代読をさせていただきます。

水田政策の見直しについて、作物ごとの生産性向上等への支援に移っていくというところで、今後地域の農業農村の活性化や多面的機能の発揮につながっていき、施策の効果が表れる状況を注視していきたい。というコメントを頂戴しております。

以上でございます。

○中嶋委員長 御紹介ありがとうございます。そのとおりだと思います。

では、よろしいでしょうか。

こちらで用意した議題はこれで終了となりますが、最後に委員の皆様から御発言はございますか。よろしいでしょうか。

では、最後に事務局の方から何か追加でございますか。

○末永農地資源課課長補佐 事務局からは特にございません。

○中嶋委員長 ありがとうございます。

では、以上で本日予定した議事は全て終了したということで、進行を事務局にお返しいたします。

○末永農地資源課課長補佐 委員長、ありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましても、本日は貴重な御意見の数々を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和８年度第１回の多面的機能支払交付金第三者委員会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。